

令和5年度 津市中小企業振興事業補助金実施要領
(生産性向上設備支援事業【通常枠】・【カーボンニュートラル枠】
・【DX (デジタルトランスフォーメーション) 枠】)

1 目的

この要領は、市内の中小企業者が行う生産性向上^(注1)につながる生産等設備^(注2)の改良及び設備投資に対する支援を行うことにより、市内中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を目的とし、その経費の一部について補助金を交付することについて、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

(注1) 生産性向上とは、単位時間あたりの生産量や産み出すサービス等の向上をいいます。

(注2) 生産等設備とは、事業者が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される固定資産(土地、建物除く)で構成されるものをいいます。

2 補助対象事業

本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資とします。ただし、以下の事項に該当する場合には、対象となりません。

- ・事業の大半を他の事業者へ委託する補助事業
- ・他の事業者の委託を受けて行う補助事業
- ・年度内に十分な成果が見込めない、または成果物の作成が困難な補助事業
- ・事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの
- ・同一の事業に対し、他の公的機関等から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している事業(他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。)
- ・本補助金事業と同時に募集している津市中小企業振興事業補助金(新商品等開発支援事業)に提案する事業者の行う事業
- ・令和4年度津市中小企業振興事業補助金(生産性向上設備支援事業)採択事業者の行う事業。ただし、令和5年度同補助金【カーボンニュートラル枠】【DX (デジタルトランスフォーメーション) 枠】に対する事業の提案は可能とします。

3 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者(以下、「補助事業者」という。)は、次の要件を満たすものとします。

なお、本補助金事業と同時に募集している令和5年度津市中小企業振興事業補助金(新商品等開発支援事業)に提案する事業者及び令和4年度に津市中小企業振興事業補助金(生産性向上設備支援事業)に採択された事業者は、本補助金事業に提案はできません。ただし、令和5年度同補助金【カーボンニュートラル枠】【DX (デジタルトランス

フォーメーション) 枠】に対する提案する場合は対象とします。

また、他の補助金で採択された同一の事業については提案できません。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ1年以上事業を営む中小企業者であること。

なお、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者とします。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者（以下、みなし大企業という）は補助事業者から除きます。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者。

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者。

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

- (2) 市税を完納している事業者であること。

4 交付対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、次に掲げる事業実施に必要となる直接的な経費で、規則第6条に定める交付決定通知書に記載された通知年月日以降に実施した事業に要した経費で、かつ年度内に支払いが完了しているものに限ります。ただし、消費税及び地方消費税については、対象経費に含まれません。

- (1) 機械工具費

機械・工具の購入・改良に要する経費（汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品を除く）

購入した機械・工具の運送や設置に要する経費（設置場所の基礎・整備工事は除く）

- (2) 外注加工費

外注加工先への支払に要する経費

- (3) 技術導入提携費

外部からの技術指導等に要する経費

5 補助額及び補助率

補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】の3つの事業に分類しており、補助金の額は、予算の範囲内で、対象経費の合計額の3分の2以内

（1,000円未満は切捨て）とし、同一の補助事業者当たり【通常枠】は、100万円以下、【カーボンニュートラル枠】、【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】は、125万円以下とします。ただし、採択された場合であっても、提案内容や予算の都合により減額する場合があります。

6 応募手続き等

- (1) 提案書の提出

補助金の交付を受けようとする者は、津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）提案書（別紙1）1通に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日まで

に市長に提出しなければなりません。

- ア 過去2期の決算書の写し（事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書）
- イ 定款の写し又は登記事項証明書（法人の場合）
本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
- ウ 市税の完納証明書
- エ 事業所の概要（会社案内パンフレット等、会社概要・沿革・製品等がわかるもの）
- オ 事業実施に要する経費の見積書と導入設備のカタログ・パンフレット（写し可）
- カ その他市長が必要と認めた書類

(2) 審査

提案書の提出があった場合、本市に設置した、外部有識者等で構成される審査委員会での審査により、補助金を交付しようとする計画及び額の審査を行います。

なお、補助金の額が予算の範囲を上回る申請があった場合は、予算の範囲内で審査します。

(3) 審査基準

表1に掲げる審査基準に基づき審査します。

(4) 審査結果について

審査委員会での審査結果を総合的に判断して、補助金を交付しようとする計画及び額を内定し、補助事業者に対して書面をもって通知します。

なお、採択された補助事業については、事業所名及び事業名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。

7 交付申請

審査により採択された補助事業の補助事業者は、規則第3条の規定に基づき、補助金交付申請書（別紙2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければなりません。

- (1) 事業計画概要及び収支予算書又はこれに代わる書類
- (2) 登記事項証明書（法人）、本人確認書類の写し（個人）
- (3) その他市長が必要と認める書類

8 交付決定

7に基づく交付申請書の提出があった場合については、規則第4条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付決定を行うとともに、交付決定通知書により申請者に通知を行います。

9 変更等の承認

補助事業者は、交付決定通知書を受けたのち、規則第5条第1項の規定により、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときには、あらかじめ承認申請書（別紙3）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

10 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行状況について、本市が求める場合には、必要に応じて補助事業の実施状況及び交付対象経費の支出状況を報告しなければなりません。

11 実績報告

申請者は、補助事業が完了した時から30日以内、または補助金の交付決定に係る会

計年度が終了したときは、規則第12条の規定に基づき速やかに事業補助金実績報告書（別紙4）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

- (1) 事業実施の成果物若しくはその写真など成果が確認できる書類
- (2) 納品書もしくは請求書の写し、及び領収書若しくは支払いを証明できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

12 補助金の額の確定

補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

13 その他

(1) 補助金の支払い

補助金は、事業終了後の支払いとなります。

(2) 補助事業者の義務

ア 交付決定を受けた後、補助事業を中止、または廃止しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければなりません。

イ 補助事業者に対して、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る状況について、事業状況報告書（別紙5）により市長が報告を求めることがあります。

なお、補助事業者はその証拠となる書類等を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

- (3) 当該補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格の単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること（国が定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く）。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

- 1 この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

表1 生産性向上設備支援事業審査基準

太字の項目は重点ポイント

区分	審査項目
経理評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業内容が堅実かどうか。 ② 資金を十分に負担できるかどうか。 ③ 外部資源等に大半を頼ってないか。
技術評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 技術的課題の解決方法が明確かつ適当であるか。 ② 事業実施のための体制及び技術力を有するか。 (技術指導を含む) ③ 新規性（既存技術の応用、すぐれたアイデア要素、従来品にない用途等）はあるか。
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産性の向上に効果は見込めるか。 ② 提案事業が雇用の促進に寄与するものであるか。 ③ 採算性は認められるか。 ④ 地域経済への波及効果が見込める取り組みであるか。 ⑤ 【カーボンニュートラル枠】CO2排出量の削減効果が得られるか。 ⑥ 【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】デジタル技術を活用した生産設備・製造設備、業務プロセス・業務環境を改善を行う取組であり、DX又は既存業務のデジタル化を推進するものであるか。
費用対効果評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等が高いか。 ② 事業実施による副次的成果（生産性・品質向上、環境改善等）は見込めるか。

令和 5 年度 津市中小企業振興事業補助金
 (生産性向上設備支援事業【 _____ 枠】) 提案書

令和 5 年 月 日

(宛先) 津市長

所在地
 申請者氏名 (名称及び代表者氏名)

⑩

電話番号

E-mail

1. 事業所概要

事業所名			
所在地			
代表者氏名			
資本金			
従業員数	名		
貴社の事業内容			
連絡担当者	役 職		氏 名
	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
	ホ ー ム ペ ー ジ		
備考			

2. 事業内容等

事業名	
実施期間	令和5年 月 ~ 令和 年 月
事業経費	全体経費（税込） 千円
	補助事業に要する経費 千円
	補助金交付希望額 千円
事業の実施場所 設備の設置場所	
事業具体的な内容	① 生産施設における課題
	② 事業実施方法
	③ 事業効果
他の補助金の 採択・申請状況	他の補助金の 交付決定 又は 申請 について 有り・無し (有り・無し どちらかに○をつけてください) *他の補助金で採択された同一の事業については、提案できません。
	有りの場合は、他に申請している補助金制度の名称を記載 令和5年 月 日申請 ()

3. 補助事業収支予算書

①経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	経費の項目	補助事業に 要する経費	経費内容	
	①機械工具費			
		小 計		
	②外注加工費			
		小 計		
	③技術導入提携費			
		小 計		
		合 計		

① 資金調達の内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

令和 5 年度津市中小企業振興事業補助金
(生産性向上設備支援事業【 _____ 枠】) 交付申請書

令和 5 年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 _____)
所在地
氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

㊟

令和 5 年度において津市中小企業振興事業 (生産性向上設備支援事業
【 _____ 枠】) を実施したいので、津市補助金等
交付規則第 3 条の規定により、津市中小企業振興事業補助金 (生産性向上設
備支援事業【 _____ 枠】) の交付について、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 補助事業の目的及び効果
- 3 関係書類
事業計画概要及び収支予算書
別紙記載のとおり

令和5年度津市中小企業振興事業（生産性向上設備支援事業
【 _____ 枠】）の事業計画概要及び収支予算書

事業計画概要						
	収入の部 (単位:円)			支出の部 (単位:円)		
	項目及び内容	金額	市 充 当 費 額	項目及び内容	金額	市 充 当 費 額
	会社負担					
	市補助金					
合計			合計			

令和5年度津市中小企業振興事業補助金

(生産性向上設備支援事業【_____枠】) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

所在地

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

電話番号

令和5年 月 日付け津市経支第 号で交付決定を受けた令和4年度津市中小企業振興事業(生産性向上設備支援事業)の内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更内容 別紙のとおり

備考 計画書に添付した事業計画概要及び収支予算書に、変更後の計画を黒字で、変更前の計画を赤字で併記したものを添えること

令和5年度津市中小企業振興事業補助金
(生産性向上設備支援事業【 _____ 枠】) 実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

所在地

氏名 (名称及び代表者)

印

電話番号

令和5年 月 日付け津市経支第 号で交付決定を受けた令和5年度津市中
小企業振興事業(生産性向上設備支援事業)の実績を次のとおり報告します。

- 1 交付決定を受けた額 _____ 円
- 2 補助事業等の成果及び収支決算
別紙記載のとおり

令和5年度津市中小企業振興事業（生産性向上設備支援事業）の
事業成果及び収支決算書

事業 成果	
----------	--

収 入 の 部 (単位：円)			支 出 の 部 (単位：円)		
項目及び内容	金 額	市 充 当 費 額	項目及び内容	金 額	市 充 当 費 額
会社負担					
市補助金					
合 計			合 計		

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

所在地

氏名 (名称及び代表者)

電話番号

令和5年度津市中小企業振興事業補助金(生産性向上設備支援事業
【 _____ 枠】)に係る事業状況報告書

令和5年 月 日付津市経支第 号で交付決定のありました
上記補助事業に関し、令和5年度の事業状況について、別紙のとおり
報告します。

別紙

1 補助事業の概要

- (1) 補助金の額
- (2) 補助事業に係る生産等設備の状況について
(現況の写真等を添付すること。)

2 補助事業実施の状況

- (1) 補助事業実施による成果

- (2) 問題点及び課題

3 経常収益の状況（補助事業実施前との比較）

好転 ・ 不変 ・ 悪化